

印西市の市民参加条例をつくる会

第1号

ワークショップニュース

2006.11

事務局：印西市総務部企画政策課企画政策班
印西市大森2364-2 0476-42-5111（代）

印西市の市民参加条例を策定しています！

地方分権の進展により、地域の特性をいかした「まちづくり」が求められている今、市民の皆さんの意見を市の施策に反映していくことが重要となってきています。

市では「市民参加条例」の制定に向けて、平成16年度から市民会議を開催し議論を重ねてきました。その成果として、今年度条例策定の第2ステージとなる「印西市の市民参加条例をつくる会」が発足し、条例づくりがスタートしました。今回、その第1回つくる会から、第4回つくる会までのご報告をいたします。

〈市民参加条例とは？〉

市民参加条例とは、市政運営における市民参加の基本的な事項を定める条例です。

この条例により、市民の意向を行政運営により的確に反映できる仕組みを作り出すことができます。



つくる会ワークショップの様子

～市民参加条例策定の全体の流れ～

第1ステージ

◆第1回市民会議	H16. 5. 20
◆第2回市民会議	H16. 7. 3
◆第3回市民会議	H16. 8. 3
◆第4回市民会議	H16. 10. 27
◆第5回市民会議	H16. 12. 16
◆第6回市民会議	H17. 1. 21
◆第7回市民会議	H17. 2. 22
◆第8回市民会議	H17. 4. 20
◆第9回市民会議	H17. 6. 28
◆第10回市民会議	H17. 8. 5
●地区市民会議	H17. 10. 15
◆第11回市民会議	H18. 1. 23
◆第12回市民会議	H18. 5. 1
◆第13回市民会議	H18. 5. 24
◆第14回市民会議	H18. 6. 8
●中間報告	H18. 6. 30

条例作りについて

他事例の研究

今後の進め方



第2ステージ

◆第1回つくる会(15)	H18. 7. 14
◆第2回つくる会(16)	H18. 7. 20
●市民参加講演会	H18. 8. 10
◆第3回つくる会(17)	H18. 8. 10
◆第4回つくる会(18)	H18. 9. 22
◇第5回つくる会(19)	H18. 10. 11
◇第6回つくる会(20)	H18. 10. 27
◇第7回つくる会(21)	H18. 11. 14
◇第8回つくる会(22)	H18. 11. 29
◇第9回つくる会(23)	H18. 12. 15

分科会

1月上旬～2月上旬
パブリックコメント
説明会・フォーラム等

◇第10回つくる会(24)	H19. 2. 14
◇第11回つくる会(25)	H19. 3. 13

★条例案を市長に提出 H19. 3. 28

条例素案の検討

条例素案の作成

条例案の作成・決定

第一ステージ（H16.5.20～H18.6.30）

中間報告

平成16年5月20日の会議を初回に、以来2年間で14回の会議を開催し、印西市においての市民参加の必要性や内外の事例研究、市の現状分析等、様々な角度から意見交換を行い、第一ステージのまとめとして、中間報告書を作成するに至りました。

中間報告書では、昨今、先進の地方自治体が市民参加に取り組んでいる背景をもとに、検討経過の一連の事象をまとめています。

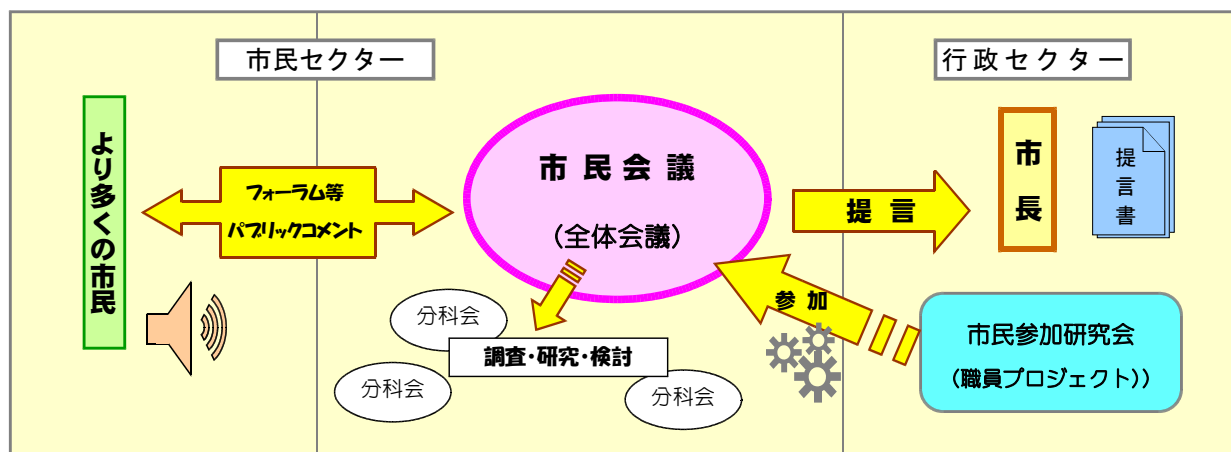
また、市民参加条例案策定の第2ステージにおいて、条例案の作成に特化した議論がなされるよう、「検討体制（図1）」、「市民会議の会則」、及び「策定スケジュール」を設定しました。

今後は、この中間報告書に基づき、策定スケジュールどおり平成19年3月末までに市民参加条例（案）が作成されるよう市民会議より報告がありました。



市長へ中間報告書を提出

（図1）



市民会議
(全体会議)

ワークショップで検討材料の抽出、基本的事項の決定、全体事項の決定

分科会
(必要に応じ設置)

専門的事項の研究、基本的事項に沿って細部を検討

…（例）運営部会、企画部会、研究部会など

（全体会議の運営、提言書骨子の作成、フォーラム等の企画、
条例骨子の作成、勉強会の開催）

市民参加研究会
(職員プロジェクト)

市民参加について研究し、条例づくり等の検討を行う。

（会則）

会の名称を「印西市の市民参加条例をつくる会」と定め、目的を「印西市の市民参加が推進するように、印西市にふさわしい市民参加条例案を作成し、市長に提言する。」としました。
また、会長等は置かずに議長は会員の中から輪番とする等の会則を作成しました。

第二ステージ（H18.7.14～H19.3.31（予定））

◆第1回つくる会(15) H18.7.14 ～オリエンテーション～

中間報告をうけて、条例策定の第2ステージと位置付けて、市民が主体となって話し合い、運営する「印西市の市民参加条例をつくる会」がスタートしました。参加した市民31人に第1回目は今までの経緯、中間報告書、検討体制、会則、スケジュールについて説明するオリエンテーションがありました。



◆第2回つくる会(16) H18.7.20 ～印西市の市民参加が進むようにするには～

市職員で構成された「市民参加研究会」の10名を交え、ワークショップ形式で意見交換を行いました。「市民参加が進むことで行政とのギャップが埋まり、行政運営の効率がよくなる」「市民は発言、行政は行動でなく、みんなで考え行動できる仕組みをつくらう」など、市民参加の重要性や条例策定に向けて活発な議論が交わされました。



講演会 ～市民参加のまちづくり～

より多くの皆さんに市民参加について関心をもってもらうため、自らも世田谷区でNPO活動法人を運営し、市民参加のまちづくりを実践している林泰義氏を迎え、講演会を開催しました。林氏は「市民と行政が互いに知恵を出し合うのがポイント」、「市民参加は、市民と行政の信頼関係、地域のネットワーク、人材の育成など、さまざまな副産物を生み、広がっていく」など自身の体験などを例に語ってくださいました。



◆第3回つくる会(17) H18.8.10 ～講演会後の意見交換会～

講演会のあと、印西市の市民参加条例をつくる会の会員と林先生で懇談をしました。そこでは条例の必要性や重要性、市民活動推進条例との違いなどの疑問や考え方について議論がされました。



◆第4回つくる会(18) H18.9.22 ～条例の項目と中身の整理～

条例づくりの第1歩として、「参加と協働の関係について」をテーマに、玉川まちづくりハウスの伊藤運営委員長からお話を伺いました。市民参加の現状や、市民参加条例の必要性などを3つの事例から紹介してもらいました。

後半は、第2回つくる会で皆さんに出して頂いたご意見を、市民参加条例でよく使われている項目に整理しました。グループごとにそれらを見ながら、話し合いたいと思う中味をワークショップ形式でまとめていきました。



市民参加条例で使用される意見整理用項目

前 文

目 的

[なぜ市民参加が必要か]

定 義

基本理念

[信頼関係、依存から協働への意識改革]
[市民をサポート、共に育つ関係づくり]
[わかりやすい条例]

市長の責務・役割

市の責務・役割

[情報公開] [説明責任]

市民の責務・役割

[できることから参加する姿勢] [自治会の役割]
[NPOの役割]

市民参加の内容

[市民の声（不安、不満）の窓口] [まちの点検活動への参加]
[計画段階からの参加と協働] [しくみづくりへの参加]
[施設運営への参加] [市政運営への参加]
[予算、決算への参加]

市民参加の方法

[市民の声を集める方法] [多くの人が参加できる方法]
[地区の特徴に合った参加の方法] [多様な意見を持つ市民の討議の場]
[継続的な参加の場]

推進体制

—これまでの意見の抜粋—

- ・自分の住むまち「印西」を心から愛し、自分のことのように捕らえて考えることが大事。
- ・市民と行政がひとつになり、まちづくりの方向性を決める体制が必要。
- ・何よりも行政のしくみとして、市民が参加することのできるシステム、枠組み、場を作ることが大切。
- ・市民参加により市の業務と市民ニーズの整合性を図ることができる。
- ・市民参加が進めば、行政と市民のギャップ（考えの違い）がなくなる。結果として行政の効率化が図れる。
- ・行政依存が強い市民もあり、市職員と市民が互いに協力し合う気持ちの醸成が必要だと思う。
- ・すべて行政依存でよいのか？行政は万能ではない。市民自らどうすれば良くなるか考える。
- ・市民の声を行政に生かす市民参加条例というルールは必要である。
- ・市民参加による市民意見の集約は、地域の実情を知る市民の意見を反映し、より良いまちづくりにつながる。
- ・サイレントマジョリティ（多数派であるにもかかわらず意見を言わないために少数派にとどまっている集団）をどう把握していくか。
- ・市民参加の前提として、行政情報の積極的な開示が必要。
- ・市民は自らの立場を自覚し、積極的な市民参加につとめる。
- ・企画段階で市からたたき台を示し、それを市民が検討するような体制が必要。
- ・一人一人の声は小さく弱い。その思いを吸い上げるには、小さな知識でも声を出しやすく、聞きやすくする事が大事。
- ・参加の内容について細かく規定するより、市民会議や意見収集、討論の場を設けて、行政と市民と一緒に議論することが重要と思う。
- ・市民参加条例ができた後も、進行管理など市民会議メンバーが意見交換できる場（機会）が必要。
- ・行政としても条例ができて、どのように市民の意見を聞きどうやってお知らせしたらよいかなどのルールが決まれば仕事がやりやすくなる。
- ・市民参加の場で意見を言っても、全てが思いどおりにならないことを市民も市も認識する必要がある。→市民参加は意見表明の場であり、決定の場ではない。
- ・行政側、市民側の両サイドからの意義を尊重する。